

倉敷市PTA連合会規約

(名称)

第1条 この会は、倉敷市PTA連合会と称する。

(目的)

第2条 この会は、各単位PTA相互の緊密な連絡を図り、その活動を助けるとともに、園児・児童・生徒の福祉の増進とPTA活動の発展を図ることを目的とする。

(活動)

第3条 この会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 単位PTA相互の連絡情報交換
- (2) 単位PTAに共通する課題の解決
- (3) PTAに関する諸問題の調査、研究
- (4) 教育の正常な進展に関する世論の研究
- (5) 関係機関への建議
- (6) その他、この会の目的達成に必要な事項

(組織)

第4条 この会は、倉敷市及び早島町の各単位PTA会員をもって組織する。会員は、単位PTAである学校園に在籍する園児・児童・生徒の保護者、及び教職員とする。

2 前条の活動を地区ごとに遂行するため、市P連内にブロック協議会を置き、その名称及び構成単位PTAは別表のとおりとする。

(役員)

第5条 この会に次の役員を置く。

会長	1人	副会長	6人
常任委員	19人	会計監査	3人
倉敷市公立幼稚園・こども園PTA連絡協議会会長	1人	同会副会長	2人
顧問	若干名		

(役員任期)

第6条 役員任期は1年とする。ただし、顧問以外の役員再任を妨げない。

2 補欠役員任期は、前任者の前任期間とする。

3 役員は任期が満了しても、後任者が決定するまでその職務を行なう。

(役員選出方法)

第7条 役員選出は、次の方法による。

- (1) 会長及び副会長は、ブロック協議会事務局校のPTA会長をもって充てる。
- (2) 会計監査は、常任委員会常任委員の中から選出する。
- (3) 常任委員は、別表に定めるブロック協議会の委員の中から選出するものと、幼・小・中の校園長会、小・中学校教頭会代表各1名を含めるものとする。

(4) 顧問は、前年度会長のほか、常任委員会各専門部会から1名を、常任委員会の推薦により選出する。

(役員職務)

第8条 役員職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、この会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、これを代理する。
- (3) 会計監査は、当該年度の経理を監査し、その結果を総会に報告する。
- (4) 常任委員は、常任委員会を構成し、会務を遂行する。
- (5) 倉敷市公立幼稚園・こども園PTA連絡協議会から選出された者は、県および全国国公立幼稚園・こども園PTAとの連絡・提携において、この会を代表する。
- (6) 顧問は、会務に関し助言と協力をする。

(相談役)

第9条 この会に相談役を置くことができる。相談役は常任委員会の承認を得て、会長が委嘱し、会長の諮問に応ずる。

- 2 相談役任期は1年とする。
- 3 相談役定員は若干名とする。

(会議)

第10条 この会の会議は次のとおりとする。

- (1) 総会
- (2) 常任委員会

(総会)

第11条 この会の議決機関は、総会とする。

- 2 総会は、役員及び単位PTA会長をもって構成する。
- 3 総会は、定例総会と臨時総会とし、定例総会は年1回、臨時総会は必要に応じて常任委員会の決定により会長が招集し開催する。
- 4 総会の決議は、定例総会及び臨時総会ともに、次のいずれかの方法に基づく。
 - (1) 招集による決議
 - (2) 書面（電磁的記録を含む）による決議
- 5 総会には、次の事項を付議する。
 - (1) 事業計画及び報告
 - (2) 予算及び決算の認定
 - (3) 規約の改廃
 - (4) 役員承認
 - (5) その他重要と認められること
- 6 総会は、構成員の半数以上の出席で成立する。ただし、委任状をもって出席にかえることができる。
- 7 会議の決議は、出席者の過半数の賛成で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(常任委員会)

第12条 常任委員会は会長が招集し、次の事項について審議する。

- (1) 総会に提出する議案の作成に関する事
- (2) 総会の決議に基づく、この会の運営に関する事
- (3) 予算の執行及び補正に関する事
- (4) 規約の制定及び改廃に関する事
- (5) その他関係団体との連携等に関する事

2 常任委員会は、この会の目的達成のため、専門部会を置くことができる。

(会計)

第13条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 この会の経費は、単位PTA負担金、事業収入、補助金及びその他の収入をもってあてる。

(個人情報保護)

第14条 この会がPTA活動を推進するために必要とする個人情報の取得、利用、提供及び管理については、「個人情報保護規程」に定め、適正に運用するものとする。

(事務局)

第15条 この会の庶務会計を処理するため、事務局を倉敷市西中新田640に置く。

(雑則)

第16条 この会の運営に関し必要な事項は、規程で別に定める。

附 則

この規約は、昭和47年6月22日から施行する。

昭和53年6月15日一部改正。

昭和57年5月27日一部改正。

昭和58年6月 1日一部改正。

昭和59年5月30日一部改正。

平成 4年5月30日一部改正。

平成10年5月26日一部改正。

平成15年5月29日一部改正。

平成18年5月30日一部改正。

平成23年5月31日一部改正。

平成24年5月25日一部改正。

平成26年5月30日一部改正。

平成27年5月29日一部改正。

平成28年5月27日一部改正。

平成29年5月26日一部改正。

令和 2年6月 5日一部改正。

令和 3年5月28日一部改正。

令和 5年5月30日一部改正。

<別 表>

ブロック	中学校	小学校	公立幼稚園	私立幼稚園
東	東	倉敷東・倉敷西・万寿・万寿東	倉敷・倉敷東・万寿 万寿東・中庄・菅生	御国・竹中・同心 みのり・しらゆり 奈良佐保
	北	中庄・菅生		
	庄	庄		
西	西	老松	老松・大高 旭丘・中島 西阿知	
	南	中洲		
		大高・倉敷南・旭丘		
		中島		
倉敷第一	西阿知・連島北			
南	新田	葦高・粒江	葦高・粒江 帯江・天城 豊洲・茶屋町東 茶屋町西・早島	
	多津美	帯江・天城		
	東陽	豊洲・茶屋町		
	早島	早島		
	県立天城			
水島	福田南	第一福田・第三福田	第一福田・第二福田 第四福田・連島西浦 連島東・連島南	あさひ・まこと 第二まこと マリア・慈愛
	福田	第二福田		
		第四福田		
	水島	第五福田・水島		
	連島	連島西浦・連島神亀・連島東		
	連島南	連島南		
児島	味野	味野・赤崎・本荘	味野・稗田 郷内	
	下津井	下津井東・下津井西		
	児島	児島・緑丘		
	琴浦	琴浦東・琴浦西・琴浦南		
	郷内	郷内		
玉島 船穂	玉島東	上成・乙島・乙島東	上成・玉島 長尾・富田 船穂	海星・勇崎 敬愛・第二敬愛 作陽こども園
	玉島西	玉島		
		柏島		
		玉島南		
	黒崎	南浦・沙美		
	玉島北	長尾・富田・穂井田		
船穂	船穂・柳井原			
真備	真備東	川辺・岡田・菌	川辺・岡田・菌 二万・箭田・呉妹	
	真備	二万・箭田・呉妹		